

## 第5章 母子保健

安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり計画（岐阜県少子化対策基本計画）に基づき母子保健事業を実施した。また、市においては各市の次世代育成支援対策推進行動計画に基づき事業が推進されている。

保健所の母子保健事業では、市や医療機関等と連携し、安全な妊娠・出産への支援、児の健やかな発育・発達への支援及び思春期保健対策の推進を図るため、母と子の健康サポート事業及び生涯を通じた女性の健康支援事業を実施した。

母子保健推進協議会では、地域における妊娠期からの切れ目のない支援体制について、保健、医療、福祉、教育の関係者により協議を行った。